

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

指定居宅療養管理指導

指定介護予防居宅療養管理指導

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日



基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定居宅療養管理指導事業の運営基準等を基に作成していますが、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防居宅療養管理指導事業についても指定居宅療養管理指導事業の運営基準等に準じて（「指定居宅療養管理指導」を「指定介護予防居宅療養管理指導」に読み替えて）基準の確認を行ってください。

なお、網掛け部分については、指定介護予防居宅療養管理指導事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次の事項を参照してください。

- | | |
|------------|--|
| ・「法」 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| ・「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| ・「平11老企25」 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「条例」 | さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
（平成24年さいたま市条例第68号） |
| ・「予防条例」 | さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例（平成24年さいたま市条例第69号） |

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

基準確認シート目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	1
第3	設備に関する基準	2
第4	運営に関する基準	2
第5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	15
第6	変更の届出等	18
第7	その他	18

項 目	確 認 事 項	根拠法令
第1 基本方針	<p>○ 指定居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第81条
	<p>○ 指定介護予防居宅療養管理指導の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第79条
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	<p>① 指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ア 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所</p> <p style="margin-left: 20px;">a 医師又は歯科医師 1以上</p> <p style="margin-left: 20px;">b 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p>	条例第82条第1項 予防条例80条第1項
	<p>イ 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師 1以上</p> <p>※ 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、①に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	条例第82条第2項
2 指定介護予防居宅療養管理指導事業の人員基準	<p>○ 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第82条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第2の1①に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	予防条例第80条第2項

<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等</p>	<p>① 病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス条例第81条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、①に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>※ 設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができます。</p>	<p>条例第83条第1項 予防条例第81条第1項</p> <p>条例第83条第2項</p> <p>平11老企25 第3の五の2(2)</p>
<p>2 指定介護予防居宅療養管理指導の設備に関する基準</p>	<p>○ 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第83条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第3の1①に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>予防条例第81条第2項</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>① 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、居宅療養管理指導従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次の項目です。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 居宅療養管理指導従事者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等</p> <p>② わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 当該同意については、利用者及び指定居宅療養管理指導事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p>	<p>条例第89条(第9条第1項準用) 予防条例第111条(第46条の2第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3(2)準用)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3(2)準用)</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>○ 正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外</p>	<p>条例第89条(第10条準用) 予防条例第111条(第46条の3準用)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3(3)準用)</p>

	<p>である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し、自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難な場合</p>	
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第11条準用)</p> <p>予防条例第111条(第46条の4準用)</p>
4 受給資格等の確認	<p>① 指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第12条第1項準用)</p> <p>予防条例第111条(第46条の5第1項準用)</p>
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第12条第2項準用)</p> <p>予防条例第111条(第46条の5第2項準用)</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第13条第1項準用)</p> <p>予防条例第111条(第46条の6第1項準用)</p>
	<p>② 居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第13条第2項準用)</p> <p>予防条例第111条(第46条の6第1項準用)</p>
6 心身の状況等の把握	<p>○ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第14条準用)</p> <p>予防条例第111条(第46条の7準用)</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>① 指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第60条第1項準用)</p> <p>予防条例第111条(第60条第1項準用)</p>

	<p>② 指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第60条第2項準用) 予防条例第111条(第60条第2項準用)</p>
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>○ 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第17条準用) 予防条例第111条(第46条の10準用)</p>
9 身分を証する書類の携行	<p>○ 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)には、当該指定居宅療養管理指導事業所の名称、当該居宅療養管理指導従事者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p>	<p>条例第89条(第19条準用) 予防条例第111条(第46条の12準用) 平11老企25第3の五の3(8)(第3の一の3(9))</p>
10 サービスの提供の記録	<p>① 指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第20条第1項準用) 予防条例第111条(第46条の13第1項準用)</p>
	<p>② 指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 当該指定居宅療養管理指導の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。</p>	<p>条例第89条(第20条第2項準用) 予防条例第111条(第46条の13第2項準用) 平11老企25第3の五の3(8)(第3の一の3(10)②)</p>
11 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される指定居宅療養管理指導についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければなりません。</p>	<p>条例第84条第1項 予防条例第82条第1項 平11老企25第3の五の3(1)(第3の一の3(11)①参照)</p>

<p>② 法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定居宅療養管理指導に係る費用の額と、医療保険給付の対象となる健康保険法又は高齢者医療確保法上の指定居宅療養管理指導の費用の額の間不合理な差異を設けてはなりません。</p> <p>※ 介護保険給付の対象となる指定療養管理指導のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 利用者に、当該事業が指定居宅療養管理指導の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定居宅療養管理指導事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 会計が指定居宅療養管理指導の事業の会計と区分されていること。</p>	<p>条例第84条第2項 予防条例第82条第2項</p> <p>平11老企25 第3の五の3(1) (第3の三の3(2)②参照)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(1) (第3の一の3(1)②参照)</p>
<p>③ ①及び②のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p>	<p>条例第84条第3項 予防条例第82条第3項 平11老企25 第3の五の3(1) (第3の一の3(1)③参照)</p>
<p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第84条第4項 予防条例第82条第4項</p>
<p>⑤ 指定居宅療養管理指導の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法第41条第8項</p>
<p>⑥ ⑤の領収証に、指定居宅療養管理指導について利用者から支払を受けた額のうち、法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅療養管理指導に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養管理指導に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p>	<p>施行規則第65条</p>

	い る ・ い ない	
12 保険給付の請求のための証明書の交付	○ 法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 い る ・ い ない	条例第89条(第22条準用) 予防条例第85条(第47条の2準用)
13 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行っていますか。 い る ・ い ない	条例第85条第1項
	② 自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 い る ・ い ない	条例第85条第2項
14 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針	○ 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針 ① 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っていますか。 い る ・ い ない ※ 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要介護者に対して行うものであり、サービスの提供状況に応じた指導又は助言が行えるよう日頃から居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者と連携を図ってください。	条例第86条第1項第1号 平11老企25 第3の五の3(2) ①
	② 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っていますか。 い る ・ い ない	条例第86条第1項第2号
	③ ②の利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めていますか。 い る ・ い ない	条例第86条第1項第3号
	④ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っていますか。 い る ・ い ない	条例第86条第1項第4号
	⑤ ④の居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っていますか。	条例第86条第1項第5号

	い る ・ い ない	
⑥ ⑤について、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っていますか。	い る ・ い ない	条例第86条第1項第6号
※ 指定居宅療養管理指導事業者は、要介護者にサービスを提供している事業者に対して、サービス担当者会議への参加や文書の交付等を通じ、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日ごろからサービスの提供事業者や提供状況を把握するよう努めてください。		平11老企25第3の五の3(2)②
⑦ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録していますか。	い る ・ い ない	条例第86条第1項第7号
○ 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針		条例第86条第2項第1号
⑧ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	い る ・ い ない	平11老企25第3の五の3(2)③
※ 薬剤師は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録してください。		
⑨ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	い る ・ い ない	条例第86条第2項第2号
⑩ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	い る ・ い ない	条例第86条第2項第3号
⑪ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っていますか。	い る ・ い ない	条例第86条第2項第4号
⑫ ⑪の居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っていますか。		条例第86条第2項第5号

		いる ・ いない	
	⑬ ⑫について、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っていますか。	いる ・ いない	条例第86条第2項第6号
	⑭ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	いる ・ いない	条例第86条第2項第7号
	○ 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針 ⑮ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	いる ・ いない	条例第86条第3項第1号
	⑯ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	いる ・ いない	条例第86条第3項第2号
	⑰ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	いる ・ いない	条例第86条第3項第3号
	⑱ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	いる ・ いない	条例第86条第3項第4号
15 利用者に関する市町村への通知	○ 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	いる ・ いない	条例第89条(第27条準用) 予防条例第85条(第47条の2準用)
16 管理者の責務	① 管理者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる ・ いない	条例第89条(第51条第1項準用) 予防条例第85条(第49条第1項準用)
	② 管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる ・ いない	条例第89条(第51条第2項準用) 予防条例第85条(第49条第2項準用)

<p>17 運営規程</p>	<p>○ 指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 ※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定居宅療養管理指導に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。 キ その他運営に関する重要事項</p>	<p>条例第87条 予防条例第83条</p> <p>平11老企25 第3の五の3(3) (第3の一の3 (19)③参照)</p>
<p>18 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨なおを明確にしてください。</p> <p>② 事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者によって指定居宅療養管理指導を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定居宅療養管理指導事業所の従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある居宅療養管理指導従事者を指すものです。 ※ 居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはなりません。</p> <p>③ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>④ 適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第32条第1項準用) 予防条例第76条(第64条の2第1項準用) 平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3(21)①)</p> <p>条例第89条(第32条第2項準用) 予防条例第76条(第64条の2第2項準用) 平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3(21)②)</p> <p>条例第89条(第32条第3項準用) 予防条例第76条(第64条の2第3項準用)</p> <p>条例第89条(第32条第4項準用) 予防条例第76条(第64条の2第4項準用)</p>

	<p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	<p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3(21)④)</p>
<p>19 業務継続計画の策定等 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p style="margin-left: 20px;">a 平時からの備え</p> <p style="margin-left: 20px;">b 初動対応</p> <p style="margin-left: 20px;">c 感染拡大防止体制の確立</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p style="margin-left: 20px;">a 平常時の対応</p> <p style="margin-left: 20px;">b 緊急時の対応</p> <p style="margin-left: 20px;">c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例第89条(第32条の2第1項準用) 予防条例第84条(第50条の2の2第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3五の3(4)(第3の二の3(7)②参照)</p>
	<p>② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 研修は、新規採用時には別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施</p>	<p>条例第89条(第32条の2第2項準用) 予防条例第84条(第50条の2の2第2項準用) 平11老企25</p>

	<p>することも差し支えありません。</p>	<p>第3の五の3(8) (第3の二の3 (7)③④)</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第32条の2第3項準用) 予防条例第84条(第50条の2の2第3項準用)</p>
20 衛生管理等	<p>① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。</p>	<p>条例第89条(第33条第1項準用) 予防条例第84条(第50条の3第1項準用) 平11老企25 第3の五の3(5)(第3の一の3 (23)①参照)</p>
	<p>② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第33条第2項準用) 予防条例第84条(第50条の3第2項準用)</p>
	<p>③ 指定居宅療養管理指導事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ア 指定居宅療養管理指導事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 指定居宅療養管理指導事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>※ 指針には、平常時の対応策及び発生時の対応を規定してください。</p> <p>ウ 指定居宅療養管理指導事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施すること。</p> <p>※ 研修は、新規採用時にも実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。</p> <p>※ 訓練は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を含めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をしたうえでのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>条例第89条(第33条第3項準用) 予防条例第84条(第50条の3第3項準用)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(5) ②ロ</p> <p>平11老企25 第3の五の3(5) ②ハ</p>
21 掲示	<p>○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第34条準用) 予防条例第85条(第50条の4準用)</p>

	<p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。</p>	<p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3 (24)②)</p>
22 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p>条例第89条(第35条第1項準用) 予防条例第85条(第50条の5第1項準用)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 具体的には、指定居宅療養管理指導事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例第89条(第35条第2項準用) 予防条例第85条(第50条の5第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3 (25)②)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>	<p>条例第89条(第35条第3項準用) 予防条例第85条(第50条の5第3項準用)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3 (25)③)</p>
	<p>○ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	<p>条例第89条(第37条準用) 予防条例第85条(第50条の7準用)</p>
24 苦情処理	<p>① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p>	<p>条例第89条(第38条第1項準用) 予防条例第85条(第50条の8第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3 (28)①)</p>
	<p>② 利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。</p> <p>また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に</p>	<p>条例第89条(第38条第2項準用) 予防条例第85条(第50条の8第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3 (28)②準用)</p>

	向けた取組を自ら行ってください。	
	③ 提供した指定療養管理指導に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第89条(第38条第3条準用) 予防条例第85条(第50条の8第3項準用)
	④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第89条(第38条第4項準用) 予防条例第85条(第50条の8第4項準用)
	⑤ 提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第89条(第38条第5項準用) 予防条例第85条(第50条の8第5項準用)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第89条(第38条第6項準用) 予防条例第85条(第50条の8第6項準用)
25 地域との連携等	① 事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。	条例第89条(第39条第1項準用) 予防条例第85条(第50条の9第1項準用) 平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3(29)①)
	② 指定訪居宅療養管理指導事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導の提供を行うよう努めていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定居宅療養管理指導事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定療養管理指導を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。	条例第89条(第39条第2項準用) 予防条例第85条(第50条の9第2項準用) 平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3(29)②)

<p>26 事故発生時の対応</p>	<p>① 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、その完結の日から5年間保存してください。</p> <p>③ 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ①～③のほか、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利用者に対する指定療養管理指導の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>イ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>ウ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>条例第89条(第40条第1項準用) 予防条例第85条(第50条の10第1項準用)</p> <p>条例第89条(第40条第2項準用) 予防条例第85条(第50条の10第2項準用) 条例第88条第2項第4号 予防条例第84条第2項第4号</p> <p>条例第89条(第40条第3項準用) 予防条例第85条(第50条の10第3項準用) 平11老企25第3の五の3(8)(第3の一の3(30))</p>
<p>27 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>条例第89条(第40条の2準用) 予防条例第85条(第50条の10の2準用)</p>
<p>28 会計の区分</p>	<p>① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第89条(第41条準用) 予防条例第85条(第50条の11準用)</p>

	<p>② 会計処理は、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）」及び「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発18号）」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	平11老企25 第3の五の3(8) (第3の一の3 (32))
29 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第88条第1項 予防条例第84条第1項
	<p>② 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管してください。</p> <p>ア 提供した具体的なサービスの内容等の記録 イ 市町村への通知に係る記録 ウ 苦情の内容等の記録 エ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	条例第88条第2項 予防条例第84条第2項
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針	<p>① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第86条第1項
	<p>② 自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第86条第2項
	<p>③ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援すること目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第86条第3項
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第86条第4項
2 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針	<p>○ 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針</p> <p>① 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第87条第1項第1号

<p>※ 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要支援者に対して行ってください。</p>	<p>平11老企25 第4の三の4(1) ①</p>
<p>② 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条 第1項第2号</p>
<p>③ ②の利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条 第1項第3号</p>
<p>④ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条 第1項第4号</p>
<p>※ 要支援者にサービスを提供している事業者に対して、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めてください。</p>	<p>平11老企25 第4の三の4(1) ②</p>
<p>⑤ ④の介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条 第1項第5号</p>
<p>⑥ ⑤について、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条 第1項第6号</p>
<p>⑦ それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条 第1項第7号</p>
<p>○ 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針</p> <p>⑧ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条 第2項第1号</p>

<p>⑨ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条第2項第2号</p>
<p>⑩ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条第2項第3号</p>
<p>⑪ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要支援者にサービスを提供している事業者に対して、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めてください。</p>	<p>予防条例第87条第3項第4号</p> <p>平11老企25第4の三の4(1)②</p>
<p>⑫ ⑪の介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条第2項第5号</p>
<p>⑬ ⑫について、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条第2項第6号</p>
<p>⑭ それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 薬剤師は、指定介護予防居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定介護予防居宅療養管理指導を実施した要支援者の氏名、実施日時、実施した介護予防居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録してください。</p>	<p>予防条例第87条第2項第7号</p> <p>平11老企25第4の三の4(1)③</p>
<p>○ 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針</p> <p>⑮ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第87条第3項第1号</p>

	<p>⑯ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第87条第3項第2号</p>
	<p>⑰ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第87条第3項第3号</p>
	<p>⑱ それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 歯科衛生士及び管理栄養士は、指定介護予防居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定介護予防居宅療養管理指導を実施した要支援者の氏名、実施日時、実施した介護予防居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録してください。</p>	<p>予防条例第87条第3項第4号</p> <p>平11老企25第4の三の4(1)③</p>
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の病院、診療所又は薬局の別及び提供する居宅療養管理指導の種類</p> <p>オ 事業所の平面図</p> <p>カ 利用者の推定数</p> <p>キ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>ク 運営規程</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則第131条第1項第5号</p>
	<p>② 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 次に掲げる事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	<p>法第75条第2項</p> <p>施行規則第131条第4項</p>
<p>第7 その他 1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p>	<p>法第115条の32第1項 施行規則第140条の39</p>

	<p>ア 事業所・施設の数20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 <p>イ 事業所・施設の数20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 <p>ウ 事業所・施設の数100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長</p> <p>(イ) 埼玉県のみすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 埼玉県知事</p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p style="margin-left: 20px;">i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p style="margin-left: 20px;">ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者</p> <p style="text-align: center;">主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32 第2項 施行規則第140条 の40第1項</p>
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32 第3項 施行規則第140条 の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32 第4項 施行規則第140 条の40第3項</p>
2 介護サービス情報の報告及び公表	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の35 第1項 施行規則第140 条の44～46</p>
	<p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の35 第2項 施行規則第140 条の46</p>

